

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。

令和 8 年 10 月 5 日

収支等命令者

佐賀県玄海水産振興センター所長 山浦 啓治

1 入札に付する売払い物件（船舶）の数量及び詳細

船舶 1 隻 船名：さいばい

船体型式 ZD28K5(ヤンマー)

総トン数 1.3 トン

船質 FRP

寸法 6.77×2.25×0.80 メートル

機関型式 4JH3-HTZAY(ヤンマー)

推進機関 アウトドライブ(ヤンマーSZ113)令和 3 年 2 月新替え

馬力数 53kW(72 馬力)

進水年月日 平成 24 年 1 月 11 日

※別紙 船舶要目表参照

【入札スケジュール】

1 入札参加事前届申込期限・・・・・・・・・・令和 8 年 10 月 14 日（水曜日）

2 入札及び落札の決定・・・・・・・・・・令和 8 年 11 月 17 日（火曜日）

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 入札参加事前申請書を提出していること。
- (2) 佐賀県内の漁船の販売及び修理を行っている業者の中で過去 5 年以内に佐賀県と取引実績のある業者、もしくは佐賀県内の漁業協同組合、または佐賀県内の漁業協同組合に所属する正組合員。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 開札の日の 6 ヶ月前から開札の日までの間に、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出していない者
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (7) 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等

でないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体）にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者（営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからクまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

3 入札参加申し込み

入札参加希望者は、令和8年10月14日（水曜日）午後5時まで（必着）
に、入札参加事前申請書、誓約書、正組合員証明書（個人）、実績調書（業者）を併せて、下記の担当に持参してください。

【担 当】・【問い合わせ先】

郵便番号 847-0122
住 所 佐賀県唐津市唐房6丁目4948-9
名 称 佐賀県 玄海水産振興センター 船舶運航・調査取締担当
電話番号 0955-74-3021 F A X 0955-74-6791
E-mail genkaisenta@pref.saga.lg.jp

4 売払い物件（船舶）現場説明会

日 時：令和8年10月9日（金）10時

場 所：玄海水産振興センター

※それ以外の日時については、現場説明会を行わない

5 入札参加資格の確認

上記3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年11月10日（火曜日）までに発送します。

6 入札保証金

入札保証金は、佐賀県財務規則第 103 条により徴収します。

- (1) 入札に参加する者は、入札する金額にその 10%（消費税及び地方消費税相当額、1 円未満切り捨て）を加えた額の 100 分の 5 以上を次のいずれかの方法により入札当日の入札時間までに納入してください。

納入通知書による納入の場合は、令和 8 年 11 月 16 日（月曜日）までとします。

ア 現金（日本国通貨）

(a) 入札保証金は、入札の前に預かり、預り書をお渡しします。

(b) 落札しなかった場合は、入札終了後、預り書と引き換えに入札保証金を返還します。

イ 銀行振出小切手（銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等）

(a) 銀行振出小切手等は、入札の前に預かり、預り書をお渡しします。

(b) 落札しなかった場合は、入札終了後、預り書と引き換えに銀行振出小切手等を返還します。

ウ 納入通知書による納入（納入通知書兼領収書を送付しますので令和 8 年 11 月 16 日（月曜日）までに納入してください）

(a) 納入通知書による納入を希望される場合は、令和 8 年 11 月 11 日（水曜日）までに上記 3 まで連絡してください。

(b) 納入通知書兼領収証書のコピーの提出期限及び方法

日 時 令和 8 年 11 月 16 日（月曜日）午後 5 時必着

提出方法 上記 3 の部署に郵送又は、FAX により行ってください。

(c) 落札しなかった者については、入札保証金を返還しますので、別紙入札保証金還付請求書及び納入通知書兼領収証書の原本を当センターあて郵送してください。

※入札保証金の計算例

入札保証金・・・入札書に記入しようとする金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額（税抜価格））が 50,000 円 の場合。

$50,000 \text{ 円} \times 1.10 \times 5/100 \text{ (5\%)} = 2,750 \text{ 円}$

よって、**入札保証金は 2,750 円以上**の納入が必要です。

入札保証金として 2,750 円を納入された場合は、**入札書に 50,000 円（入札保証金を 1.10 で割った額の 20 倍）を超える金額を記載することはできません。**

50,000 円を超えた金額を記載した入札書は、無効となりますので御注意ください。

- (2) 落札者については、入札保証金を契約締結時まで預り、契約締結時に入札保証金を全額、契約保証金に充当します。
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は佐賀県に帰属し、返還できませんので御注意ください。
- (4) 入札保証金には利息を付しません。

7 入札について

持参により行います。

(1) 日 時 令和8年11月17日(火曜日) 午前10時

(2) 場 所 佐賀県玄海水産振興センター 1階会議室

※午前10時までに入札会場に入室されない場合は入札に参加できません。

また、持参書類等が同時刻までに準備出来ない場合も同様となりますので御注意ください。

なお、途中の入退場は失格となります。

(3) 入札方法

ア 持参書類等

(a) 入札書

(b) 委任状(代理人が入札に参加する場合のみに必要)

(c) 入札保証金

イ 入札書

(a) 入札は、別添の入札書により、申込み本人若しくは委任状により委任を受けた代理人が行うものとします。

(b) 申込み本人による入札の場合は、入札者欄に申込者の住所及び氏名を記入し、申込者印を押印してください。

(c) 代理人による入札の場合は、入札者欄に申込者(委任者)の住所及び氏名を記入し、代理人欄に代理として参加される方(受任者)の指名を記入し、代理人の印を押印してください。

(d) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
(税抜金額を記入してください)

(e) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので御注意ください。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

オ 一人で二以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者(代理人が入札する場合は委任状を提出すること)

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことが出来ないとき。

(4) 開札

開札は、入札書提出後直ちに入札者又はその代理人の立会のうえ行います。

この場合において、入札者又は代理人が立会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(5) 落札者の決定方法

ア 最高金額の入札者を落札者とします。

イ 最高金額で有効な入札を行った入札者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

この場合において、入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

8 契約保証金

契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第1項の規定に基づき徴収します。

- (1) 落札者は、契約の履行を保証するため、契約金額の100分の10に相当する額（円未満切り上げ、入札保証金を差し引いた金額）以上を契約保証金として納めなければなりません。
- (2) 契約保証金は、佐賀県が納入通知書を作成し、郵送しますので納入期限内に同通知書裏面記載の金融機関で納めてください。
- (3) 契約保証金は、全額売買代金に充当します。

9 売買契約の締結

- (1) 売買契約書内容を十分に御確認ください。
- (2) 落札決定通知書及び売買契約書は、契約保証金納入通知書と一緒に送付します。
- (3) 売買契約書は2通とも押印し、持参又は郵送してください。

契約書提出期限：令和8年11月25日（火曜日）センター必着とします。

- (4) 上記（3）期限内に落札者が契約書を提出しない場合、当該落札は無効になり、入札保証金は佐賀県に帰属することになりますので、御注意ください。
- (5) 契約の確定は、提出された契約書を佐賀県が審査し、契約保証金を受領のうえ、押印したときになります。
- (6) 契約書に日付は記入しないでください。

10 売買代金の納入について

「さいばい」の売買代金は以下のとおりですので十分に内容を御確認下さい。

売買代金**（売買代金とは、入札書の金額に消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）**
の残金の金額は、契約金額から先に納付された入札保証金及び契約保証金を差し引いた金額となります。

- (1) 契約者は、契約締結後に、売買代金の残金の金額について、佐賀県が納入通知書を作成し郵送しますので、納入期限内（契約締結の日から原則2週間以内）に同通知書裏面記載の金融機関で納めてください。
- (2) 納入期限内に売払い代金を納付しない場合は、当該契約は無効になり、契約保証金は佐賀県に帰属することになり違約金が発生することになりますので御注意下さい。

(3) 売払い代金の分割納付はできません。

1 1 売払物品の引渡し

売払物品は現状引渡しとし、引渡し後に判明した不具合等については県で責任は負いません。

また、運搬費等の経費については、落札者の負担となります。

引渡し場所：佐賀県唐津市唐房第2漁港内

佐賀県玄海水産振興センター

引渡し期限：売買代金納入後1週間後まで

引渡し期限後の保管について：上記期限後の保管は原則できません

移動費用等は落札者負担となりますので御注意下さい。

1 2 質問受付要領

売払い一般競争入札等に対する質問書の受付等については、以下のとおりとします。

(1) 質問は、質問書(別添様式)により受付けます。

(電話又は来所での質問は受付けていませんので御注意ください。)

ア 質問期間

令和8年10月14日(水曜日)午後3時まで(土曜日、日曜日を除く)

イ 受付場所

郵便番号 847-0122 佐賀県唐津市唐房6丁目4948-9

佐賀県玄海水産振興センター 船舶運航・調査取締担当

電話 0955-74-3021

FAX 0955-74-6791

ウ 提出方法

持参、郵送又はFAXにより行ってください。ただし、(1)までの必着とします。

(2) 回答(質問内容)

質問事項に対する回答については、令和8年10月21日(水曜日)までに佐賀県のホームページ上で公開します。

1 3 その他

(1) 提出された書類等は返却しません。

(2) 提出された書類等による取扱いについては、入札、契約締結等、本来の目的を達成するために使用することとし、それぞれの担当職員により管理、処理をいたします。

(3) 売買契約締結時から売買物件の引き渡しの日までの間において、佐賀県の責めに帰すことのできない理由により、売買物件の滅失、き損等の損害が生じた時は、その損害は落札者の負担とします。また、売買代金の減額を請求することはできません。

(4) 落札した物件の活用については、法令等の規制を必ず遵守してください。

(5) その他この入札公告に定めのない事項については、佐賀県財務規則その他関係法令等の定めるところによります。